

新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第16版） —海外渡航等を中心とした対応について—

2022年7月28日

更新箇所：青字部分

本学では、新型コロナウイルスの世界的な感染状況を踏まえ、海外渡航等に関する方針を以下のとおり定めます。

1. 海外渡航について

- 本学では、「海外渡航にかかる可否判断基準」を定めており、**部局長等**渡航許可にかかる権限者が渡航可否を判断することとなっています。しかしながら、現在、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、
 - ◎ **学生**については、感染症危険情報レベル3の場合において例外的な緩和措置を定めています。
また、レベル1、2の場合も渡航前に必要な手続きを定めていますので、「コロナ禍における渡航について」(P2)を確認してください。
 - ◎ **教職員**については、感染症危険情報レベル2、3の場合、「コロナ禍における渡航可否判断時の要検討事項」を定めています(P2)。なお、感染症危険情報レベル1の場合は「原則可」ですが、十分注意する必要があるところ、引き続き「2. コロナ禍における渡航時の安全対策の強化について」(P3)を徹底してください。
- 外務省の危険情報・感染症危険情報及び各国政府の新型コロナウイルス感染症対策は刻々と変化します。渡航可否の判断時のみならず、渡航前および渡航中も最新の危険情報・感染症危険情報を確認するように注意してください。
- 私事渡航も本基準に準じて判断するよう推奨します。

海外渡航にかかる可否判断基準（一部抜粋）

2018年3月23日 国際戦略本部運営協議会決定

外務省 危険情報・感染症危険情報	学生	教職員
レベル1 十分注意してください。	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可 ※コロナ禍における感染症危険情報レベル1にかかる措置はP2を参照	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可
レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	原則不可 ただし、渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・状況があれば可 ※コロナ禍における感染症危険情報レベル2にかかる措置はP2を参照	要検討 渡航可とする相当な理由・状況があれば可 ※コロナ禍における要検討事項はP2を参照
レベル3 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	不可 ※コロナ禍における感染症危険情報レベル3にかかる例外的な緩和措置はP2を参照	原則不可 ただし、渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・状況があれば可 ※コロナ禍における要検討事項はP2を参照

※外務省の危険情報レベル、感染症危険情報レベルについては[こちら](#)（外務省HP）から確認してください。

学生 【コロナ禍における渡航について】

- 大学間学生交流協定に基づく派遣留学については、「[新型コロナウイルス感染症の影響下における大学間学生交流協定に基づく交換留学（派遣）の渡航可否判断について（通知）](#)」（2022年3月14日付副学長通知、閲覧は教職員限定）に基づき、2022年4月1日以降に渡航する学生を対象に、外務省感染症危険情報がレベル2または3の国・地域であっても、渡航の必要性和渡航可とする相当な理由・状況がある場合に限り、渡航期間の制限を設けず、例外的に渡航を認める緩和措置が実施されています。また、従来「原則可」となっているレベル1の国・地域への渡航についても、「[新型コロナウイルス感染症にかかる外務省感染症危険情報レベル1地域への交換留学（派遣）の渡航可否判断について（事務連絡）](#)」（2022年6月22日付、閲覧は教職員限定）に基づき、渡航計画について事務担当が確認し、特段の懸念点がない場合は渡航可とすることとなっています。
- 国際教育交流課が所掌する短期派遣プログラムについては、プログラムごとに渡航を伴う実施の可否判断を行うこととなっています。

上記対応の詳細については、国際・共通教育推進部国際教育交流課国際教育企画掛
(840kikaku-kanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp *を@に変えてください) にお問い合わせください。

- その他の部局間交流協定に基づく派遣等における渡航を認める緩和措置等については、渡航許可にかかる権限者が同通知および事務連絡に準ずる等して判断し、派遣を実施する場合は同通知および事務連絡で定める確認項目・確認書を参考に十分な安全対策を講じて万全を期してください。

教職員 【コロナ禍における渡航可否判断時の要検討事項】

教職員については、感染症危険情報レベル2で「要検討」、レベル3で「原則不可」ですが、コロナ禍において渡航を検討する場合は、渡航許可にかかる権限者（部局長等）が以下の事項等を慎重に検討の上、可否判断してください。

- ① 業務上やむを得ない渡航の必要性が認められるか。
- ② 渡航先への交通手段（国内移動含む）があるか。
- ③ 渡航先における行動制限により、渡航の目的が達せられない恐れはないか。
- ④ 渡航先の感染状況や治安が悪化していないか。
- ⑤ 渡航国・渡航先機関で十分な防疫措置がとられているか。
- ⑥ 現地関係機関との連携体制は十分な。特に緊急時の連絡体制を整備しているか。
- ⑦ 渡航先で必要な生活物資が確保できるか。
- ⑧ 渡航先で万一病気に罹患等した場合に十分な医療を受けられる状況か。
- ⑨ （外国籍の方）渡航後、日本への再入国にかかる制限はないか。
- ⑩ 渡航国および日本帰国後の自宅・宿泊施設等における隔離、待機による業務上の支障がないか。

2. コロナ禍における渡航時の安全対策の強化について

コロナ禍においては、海外渡航時の通常の安全対策（安全情報の収集、現地機関との連携体制の構築、緊急連絡網の整備、事件等発生時の対応フローやマニュアルの整備、外務省たびレジの登録等）に加え、渡航前に必ず以下の事項を確認の上、危険状況に応じて安全対策を強化してください。

check



入国制限・行動制限

①	外国人による入国が停止されていたり、査証発給が停止されていたりしませんか。	
②	入国時に必要な査証や書類（新型コロナワクチン接種証明書、陰性証明書等）は準備しましたか。	
③	飛行機搭乗時のルール（陰性証明書の提示義務、マスク着用義務、消毒剤等の持込制限等）を確認しましたか。	
④	入国時の検査受検、隔離の必要性について確認しましたか。	
⑤	移動制限はないですか。航空便を含む公共交通機関の運行が停止していませんか。	
⑥	行動制限により渡航の目的が達成されない恐れはありませんか。	
⑦	休業命令、集会禁止、マスク着用義務、病院などの施設や飲食店におけるワクチン接種証明書の提示義務等の現地の規制、規則、罰則を確認しましたか。	
⑧	（ワクチン未接種の場合）航空会社の搭乗規制や、渡航国への入国規制、渡航先機関における入構規制、イベント参加規制、施設・店舗（病院、飲食店、公共施設）の利用制限を確認しましたか。	

事前の安全対策

⑨	外務省や現地関係機関等から渡航先の最新の感染状況、安全情報、現地関係機関の衛生環境や感染対策情報を収集の上、感染予防や安全対策を確認しましたか。	
⑩	万一感染が疑われる場合の現地における公的な相談・報告先や、救急連絡先、 保険会社 、受診可能な医療機関、大使館/総領事館及び家族等の緊急連絡先を確認し、関係者間で共有しましたか。	
⑪	万一感染した場合の報告義務や消毒等の現地で必要な対応を確認の上、関係者間で共有しましたか。	
⑫	現地関係機関が対応可能な渡航者への支援を確認の上、万一感染した場合の対応フローやマニュアル等を整備しましたか。	
⑬	「海外渡航に関する安全対策手引き」で「国際的に懸念される感染症への対策」を含めて安全対策を確認しましたか。	
⑭	治療・救済費用補償が無制限で、かつ新型コロナウイルス感染症の治療等にも対応している海外旅行保険に加入しましたか。国によっては入国時にコロナに対応していることが明示されている保険加入者証または付保証明書の提示を求められることがありますので、必要に応じて保険会社から取得してください。	
⑮	感染症対策として、マスク、体温計、消毒剤等を、行動制限対策として、食料品、生活用品等の備蓄を準備しましたか。	

渡航中の安全対策

⑯	渡航中は、渡航者、現地関係機関、および日本側の大学関係者が定期的に連絡をとり、渡航者の健康状態や安全状況を確認してください。	
⑰	盗難、強盗、詐欺、銃撃事件、ヘイトクライムが増加傾向にあります。以下のような基本的な安全・防犯対策を徹底してください。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 夜間や一人での外出を極力回避する。治安の悪い地域に行かない。 ➢ 不用意な言動により不測の事態に巻き込まれない。 ➢ 危険な状況に遭遇した場合は、身の安全の確保を最優先し、急いでその場を立ち去る。 ➢ 万一被害にあった場合は、現地警察に通報の上、大使館/総領事館に救援を求める。 	

日本帰国時の準備

⑱	国際便の減便のおそれがある場合は、早めに帰国便を確保してください。また、空港までの交通手段も早めに確保してください。	
⑲	最新の日本政府の水際対策と大学の方針を確認しましたか。 (参考) 厚生労働省：水際対策に係る新たな措置について	
⑳	帰国直前の検査で陽性が判明し、帰国が延期になった事例が報告されています。帰国前は特に感染対策に注意してください。	
㉑	PCR等の検査を予約・受検し、飛行機搭乗時、日本入国時に必要な陰性証明書を準備しましたか。	
㉒	空港で長時間待機する場合に備え、準備をしましたか（防寒具、飲料、簡易食品等）。	

海外渡航中に万一新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、罹患した疑いがある場合や、濃厚接触者となった場合に必要に対応は以下のとおりです。

① 相談/受診	2.⑩で事前に確認しておいた公的な相談・報告先や、救急連絡先、保険会社、医療機関、大使館／総領事館に相談の上、必要に応じて医療機関で受診してください。 保険会社には、手配が可能な病院、キャッシュレス受診の可否、通訳手配の可否、治療費、滞在費、検査費用、通院費、航空券の変更費用等の補償、請求について相談してください。
② 報告/ 救援要請	家族、京都大学、大使館／総領事館等の緊急連絡先に状況を報告し、必要に応じて救援を要請してください。大使館／総領事館は緊急事態に備えて24時間体制で救援対応が可能です。 大学への報告等の必要な手続きについては、「 学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認等における対応について 」を確認してください。
③ 帰国直前	帰国前検査で陽性が判明した場合や、濃厚接触者となった場合などで予定どおり帰国できない場合は①、②に加え、以下の手続きが必要です。 A) 保険会社への渡航期間延長手続き B) 療養・待機場所の確保（滞在費について海外旅行保険で補償可能な場合あり） C) 帰国便の変更（航空券変更、再取得費用について海外旅行保険で補償可能な場合あり） D) ビザの延長手続きの必要性の確認および手続き E) 医療機関で「診断書」や「Fit to fly証明書」、大使館／総領事館での「治癒証明書」の取得（新型コロナウイルス感染症の療養を終えて回復しているにもかかわらず、検査で陽性判定が続いてしまう場合）

渡航の延期、中止、緊急帰国

渡航許可にかかる権限者は、以下のような場合には渡航者の安全を最優先して、渡航の延期、中止や緊急帰国の指示を検討してください。

- 移動制限、国境閉鎖や航空便の休止により渡航者が出国困難となる可能性がある場合
- 移動制限、行動制限により通常の生活を送ることが困難となる恐れがある場合や、研究・教育の目的が達成できない恐れがある場合
- 現地の医療体制が脆弱で、新型コロナウイルス感染症やその他の傷病について十分な医療が受けられない恐れがある場合

3. 海外からの帰国、入国後について

①	<p>コロナ禍における水際対策措置が実施されています。現在、日本入国時の検疫措置は、滞在していた国・地域の区分（赤・黄・青）と、有効なワクチン接種証明書の有無により異なります。 ※国・地域の区分についてはこちら（厚生労働省HP）から確認してください。</p> <p>【入国・帰国時の手続き】※ファストトラックおよびVisit Japan Webサービスの利用を推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 陰性証明書の提示（QRコードの提示） ➤ WEB質問票への登録（QRコードの提示） ➤ 空港での検査受検（待機ありの場合） ➤ 誓約書の提出（待機ありの場合） ➤ スマートフォンへの指定アプリのインストール（待機ありの場合） ➤ 有効なワクチン接種証明書の提示（検疫措置（検査・待機期間）の緩和を受ける場合） ➤ 政府指定期間の待機および健康報告（待機ありの場合）※入国日の翌日を1日目としてカウント ➤ 政府指定待機期間の公共機関（航空機、新幹線、電車、タクシー、乗り合いバス等）の不使用 ※ただし、自宅等待機場所への移動については空港検査から24時間以内で最短距離であれば公共交通機関の使用が認められます。 <p>（参考）厚生労働省 水際対策</p> <p>【注】新規渡日外国人留学生、研究者については、別途受入手続きが定められています。渡日手続き開始時に必ず大学からの指示を確認してください。</p>
②	<p>入国時に、滞在した国、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点の健康状態（発熱・咳症状・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの有無、解熱剤、咳止めの服用の有無）について、速やかに、所属部署に報告をしてください。発熱や咳等の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に申告してください。</p>

③	<p>待機ありの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外から帰国・入国後、政府指定の待機期間は、検疫所指定施設または自宅や登録待機場所となっている宿泊施設に待機し、大学には立ち入らないでください。当該期間は自宅学習、在宅勤務等とします。 ➢ 待機期間は発熱・咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの症状がないか必ず経過観察（体調、体温など健康状態の記録）をしてください。 <u>（参考）海外からの帰国者・入国者の健康状態の継続管理、報告システムの一元化、並びに情報共有について</u>（教職員限定） ➢ 待機終了後、大学への入構前に以下の書類をメールで所属部局に提出して、待機が解除となった旨を申し出てください。 <ul style="list-style-type: none"> ①様式1（待機期間の健康状態の記録） ②入国者健康確認センターから受信した「待機解除」通知画面の写し <p>待機なしの場合</p> <p>大学への入構前に以下の書類をメールで所属部局に提出して待機なしとなった旨を申し出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様式1（健康状態の記録（入国日のみ）） <p>※待機あり、なしにかかわらず、入国後10日間を経過するまでは、入国者自身で検温など健康状態の確認を行ってください。（厚生労働省 検疫措置の詳細 Q&A参照）</p>
④	<p>体調等について、所属部局と緊密に連絡を取り合うとともに、体調に変化がある場合は、医療機関には直接行かず、身近な医療機関又は相談窓口で電話で相談のうえ、その指示に従うとともに、必ず所属部局及び本学健康管理室（075-753-2405）へ報告をしてください。</p>
⑤	<p>新型コロナウイルスに感染（類似症状等を含む）した場合、「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について」に従い対応してください。</p>

相談窓口

- 厚生労働省
 - 新型コロナウイルスにかかる相談：
 - 0120-565653（日英中韓・ポルトガル語・スペイン語：9-21時、タイ語：9-18時、ベトナム語10-19時）
 - 水際対策措置にかかる相談：（9-21時）
 - 0120-297-699, 0120-248-668（日本語のみ）、050-1751-2158, 050-1741-8558（日英中韓）
 - 入国者健康確認センター（9-18時）
 - 03-6757-1038（日英）
- 観光庁 050-3816-2787（外国人旅行者向けコールセンター・日本語・英語・中国語・韓国語・24時間可）
- 京都府 075-414-5487（きょうと新型コロナ医療相談センター・日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語(24時間可)・ベトナム語(10-20時)・タイ語(9-18時)）
 - ※発熱症状などがある場合は、まずは身近な医療機関に電話で相談してください。
 - ※夜間・休日など受診可能な医療機関がない場合は「きょうと新型コロナ医療相談センター」に相談してください。
 - ※京都府以外にお住まいの場合は居住地の相談窓口にご相談ください。

参考ウェブサイト

- 京都大学環境安全保健機構 [産業厚生部門（健康管理室）](#)
- 文部科学省 [新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について](#)
- 首相官邸 [新型コロナウイルス感染症対策について](#) [日本語](#) [英語](#) [中国語](#)
- 外務省 [海外安全ホームページ](#) [各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限](#)
- 厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症について](#) [日本語](#) [英語](#) [中国語](#) [多言語情報](#)
- 検疫所 [新型コロナウイルス感染症における検疫の強化体制について](#)
- 世界保健機関 [Coronavirus](#)（英語ページ）
- 京都府 [新型コロナウイルス感染症に関連する情報について](#) [日本語](#) [英語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#)
- 京都市 [情報館](#)

問合せ先：Email: intl_kiki_kanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp *を@に変えてください。

（本件通知について） 京都大学 総務部企画管理主幹付リスク管理掛

Tel.075-753-2226

（渡航可否判断基準、入国時の手続き等） 企画部国際交流課海外拠点掛

Tel.075-753-2604

（学生の国際危機管理について） 国際・共通教育推進部国際教育交流課国際教育企画掛

国際・共通教育推進部国際教育交流課国際教育企画掛

Tel.075-753-2482